

青森県運輸部門省エネルギーモデル策定委員会設置要綱

(設 置)

第1 青森県が策定する青森県運輸部門省エネルギーモデル策定に当たり、専門的知見に基づく検討・協議を行うため、青森県運輸部門省エネルギーモデル策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、青森県運輸部門省エネルギーモデルの策定に関する調査、検討及び調整を行い、青森県に対して助言等を行うものとする。

(組 織)

第3 委員会は、知事が委嘱した委員により構成する。

2 委員会に委員長をおき、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故あるとき又は不在のときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

5 委員の任期は、委嘱の日から平成20年2月29日までとする。

(会 議)

第4 委員会は、知事が招集する。

2 委員長は、必要に応じて、委員以外の関係者に会議への出席を求めることができる。

(庶 務)

第5 委員会の庶務は、青森県エネルギー総合対策局エネルギー開発振興課において処理する。

(雑 則)

第6 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成19年8月10日から施行する。